事　務　連　絡
平成19年12月17日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課　御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

公定規格に収載されていない生薬の自主基準について

標記について、日本漢方生薬製剤協会及び日本生薬連合会から別添のとおりとする旨の連絡があった。

この内容については、現段階の科学的水準に照らし適当と考えられるので、日本漢方生薬製剤協会及び日本生薬連合会以外の業者に対しても、この規格を用いて品質の確保が行われるよう指導をお願いする。

なお、当該自主基準の内容については、国立医薬品食品衛生研究所生薬部において確認していることを申し添える。